

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	上下水道事業部 令和6年度分 (必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 7 月 22 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 27 日
担 当	上下水道事業部 上下水道事業政策課 (TEL259-7511)

意 見 事 項	措 置 状 況
<p>(上下水道事業部)</p> <p>(1) 交通事故の防止について 令和6年4月から令和7年3月までの間に、公用車の事故が6件発生した。前回の定期監査及び行政監査における報告件数(8件)よりも減少しているものの、引き続き多数の事故が発生しているため、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図られたい。</p>	<p>行政部管財課の交通安全等の通知だけでなく、上下水道事業部独自でも交通事故防止、安全運転を目的とした通知(令和7年11月4日)を發出し、部内全職員に注意喚起を促すとともに、時節ごとの交通安全週間等(国・県・市)には各所属長からも朝礼等を利用した一層の注意喚起を行った。</p> <p>また、毎月1日、15日及び時節ごとの交通安全週間等(国・県・市)に、始業直後の時間を利用した管理職員による職員への安全運転の啓発活動(出庫時の送り出し)のほか、上下水道事業部の安全衛生委員会において、令和7年9月30～10月1日に岐阜南警察署交通課から講師を招聘し「交通安全法令講習会」を行うなど、交通安全について啓発し、交通安全・事故防止に努めた。</p> <p>その結果、令和7年度の公用車の交通事故発生件数を0件に抑えることができた。</p>
<p>(水道事業)</p> <p>(1) 適正な事務執行について 岐阜市文書取扱規則第27条は、「事務担当者は、決裁の完了後、施行を要しない文書は保管の処置を、施行を要する文書は直ちに正確かつめいりょうに浄書しなければならない。」と規定し、同規則第30条は、「文書の浄書を終わったときは、必ず決裁文書との照合を行わなければならない。」と規定している。</p> <p>しかしながら、令和6年5月に、維持管理課において給配水管修繕単価契約を締結する旨の決裁の完了後、契約書を浄書する際、決裁文書とは異なる金額が記載された単価一覧表を添付し、さらに、当該決裁文書と浄書した契約書との十分な照合を行わなかった結果、契約相手方(26社)へ誤った単価一覧表を添付した契約書を送付していた。</p> <p>今後は、岐阜市文書取扱規則を遵守し、同様の事案が起らないよう契約書の記載内容の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に取り組み、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>契約書の浄書にあたり、決裁文書との照合を徹底するよう令和6年11月18日課内職員へ周知した。再発防止策として、令和7年度中にチェックリストを作成し、契約書送付の際に担当者、係長、課長の3者によりチェックする体制を整えた。</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対象	市民病院 令和6年度分(必要に応じて令和7年度分) 事務事業
種類	定期監査及び行政監査
監査日	令和 7 年 7 月 22 日
提出日	令和 8 年 4 月 23 日
担当	市民病院 病院財務課(TEL 058-251-1101)

意見事項	措置状況
<p>(1) USBメモリの管理の徹底について</p> <p>令和6年9月26日以降、看護師Aは、看護研究に係るデータ整理のため、病棟師長から、長期間USBメモリを持ち出していた。期間中は、鍵の掛かる個人ロッカーで保管していたが、鍵の掛からない自己のレターケースに保管することもあったため、11月5日に、看護師Aが当該USBメモリを自己のレターケースに戻したつもりで帰宅したところ、翌日、紛失していることが判明した。</p> <p>今後は、同様の事案が起らないようUSBメモリの適切な管理を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に努められたい。</p>	<p>令和7年4月9日より「看護部USBメモリの管理・運用マニュアル」を新たに策定し、運用している。</p> <p>物理的対策として、落下時に容易に見つけられるよう、USBメモリに鈴とストラップを取り付け、紛失リスクの軽減を図った。また、従来各部署で複数本のUSBメモリを管理していた体制を見直し、各部署につき1本のみの配布に限定することで管理対象を明確化した。</p> <p>管理体制については、病棟師長による毎日の確認を義務化し、貸出・返却の記録を徹底することとした。また、保管場所は鍵付きの保管庫または引き出しに限定し、その鍵は原則として病棟師長が管理することで、今回の事案で問題となった「鍵の掛からない個人のレターケース」で保管することはなくなった。</p> <p>さらに、職員の意識向上を図るため、令和7年1月に「個人情報保護・セキュリティ対策」をテーマとした研修を全看護職員を対象に実施し、座学に留まらず、看護師長がスタッフ一人一人に対し口頭試問を実施し、満点合格となるまで繰り返し指導することで、確実な理解と定着を図った。</p> <p>また、令和7年9月には、全看護職員を対象に動画配信による研修を実施した。</p> <p>なお、新規採用職員についても新人研修時に情報セキュリティに関する研修を実施しており、その中でUSBメモリの取り扱い方法等について触れている。</p> <p>これらの対策により、USBメモリの所在管理の明確化、責任体制の確立、および職員の意識向上を通じて、同様の事案の再発防止に努めている。</p>

## 公表

## 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	財政部 令和7年度分（必要に応じて令和6年度分）事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 10 月 17 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	財政部 税制課(TEL (内) 2302 )

意 見 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 交通事故の防止について 令和6年4月から令和7年7月までの間に、公用車の事故が6件発生した。 前回の定期監査における報告件数(3件)よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図りたい。</p>	<p>後退時において同乗者が降車して安全確認することなど、交通事故防止のための基本的なルールについて、課内会議で所属長から課員全員に対し指導を行ったほか、朝礼においても繰り返し事故防止のための注意喚起を行っている。 5月に事故が起こった際には、部内各課長から、「後進時や狭い道に入る際に同乗者が誘導すること」などのルールについて研修を行った。 また、税務各課の係長を集め、事故防止のために必要なルールを再認識させ、各係においても係長から再度ルールを徹底させた。(税制課・資産税課)</p>

# 公表

# 措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	環境部 令和7年度分(必要に応じて令和6年度分) 事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 7 年 11 月 18 日
提 出 日	令和 8 年 4 月 24 日
担 当	環境部 環境政策課 (TEL 内線3428)

意 見 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 適正な事務執行について 令和5年度に実施した定期監査及び行政監査における意見事項として、環境一課の2台の車両管理簿において、現在の車検期間及び自賠責保険期間の記載が誤っており、また、掛洞プラントの1台の車両管理簿において、現在の共済期間の記載が漏れていたため、確実に対応するよう指導した。</p> <p>これに対して、指導後、直ちに記載漏れを修正したとの報告があり、令和5年度分については適切に記載されていた。しかし、環境事業課の車両管理簿において、75台全ては現在の共済期間の記載、また、1台は現在の自賠責保険期間の記載が誤っていた。</p> <p>以上のことから、監査で指示された事項について、確実に対応されたい。</p>	<p>直ちに管理簿の該当車両の記載事項を修正した。また、再発防止のため、以下の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理簿データを各環境事務所で閲覧可能とし、環境事務所の管理係長も内容を確認する。</li> <li>・更新入力重複を防ぐため、更新入力は事業課車両係長のみが行うこととした。</li> </ul> <p>これらの対策により、今後は管理簿の情報に誤りがないように努める。</p>
<p>(2) 交通事故の防止について 令和6年4月から令和7年8月までの間に、公用車の事故が14件発生した。</p> <p>前回の定期監査における報告件数(12件)よりも増加しており、交通事故の防止について、より一層の指導徹底を図りたい。</p>	<p>事故防止対策の実施について、事故件数の増加を受け、以下の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転意識の向上: 環境事務所では、職員の安全運転に対する意識をより一層高めるため無事故継続日数を掲示したり、事故当事者が講師となり再発防止の講話を実施した。</li> <li>・交通安全活動の強化: 現在実施している交通安全に関する活動(交通安全運動期間中の立哨、法令講習、運転適性検査など)について、事故当事者は積極的に立哨活動に参加したり、運転適性検査を再受検して運転特性を再確認した。</li> <li>・職場環境の改善: 環境事務所長、副所長、管理係長が中心となり、職場における急ぎの作業による事故リスクを低減するため、作業プロセスの見直しなど、職場環境の改善に取り組んだ。</li> <li>・対策の積極的な実施: 環境事務所構内にカラーコーンなどを設置して前後進や右左折時の車両の動きを車外から確認したり、運転手が運転に集中できるよう極力ごみの積込みは同乗者が行うなど事故防止に繋がると思われる対策案について、積極的に取り組んだ。</li> </ul>